

## 池田市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政を充実・強化し、良質な雇用の確保と創出に向け、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

府や労働事務所・ハローワークなどの関係機関と連携を深めながら、従来の「地域就労支援事業」への取り組みや「労働相談事業」をより効果的に実施します。

また、「国の緊急雇用対策事業」等を積極的に活用し雇用機会の拡大を図るなど、本市における労働行政の充実に努めてまいります。  
(市民生活部地域活性課)

本市においても、平成23年度に緊急雇用対策事業を活用し、大阪府と協力しながら「地域力アップ事業」を展開する予定。そのなかで、地域包括支援センターで4名の人員の加配を検討している。  
(保健福祉部高齢介護課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレス等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

本市では、地域就労支援センターにおいて、障がい者・母子家庭の母親・中高齢者などの中で働く意欲と能力がありながら様々な阻害要因を抱えるため就労が実現できない方や、就労意識が低いニートやひきこもりなどに対して、それぞれの阻害要因を踏まえて各種講座を紹介し、就労に有利なスキルを習得していくため一人ひとりに応じたメニューを提案し、就労へのバックアップを行っています。今後も、府や関係機関との連携を強化し取り組んでまいります。

(市民生活部地域活性課)

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

各法令が改正されたり新たに施行された時は、広報誌などを通じ周知を図るとともに、市内事業所についても適正な指導を行ってまいります。(市民生活部地域活性課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から早期に導入・拡充を行うこと。あわせて、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。

さらに、公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度の導入については、業務委託の一層の適正化を図るうえで必要な制度であることを十分理解しているところであり、導入に向けて検討してまいります。

公契約条例については、労働法関係法令により一定の法制度が整備されており、現行法制度の適正な運用がなされるよう法令遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。

(総務部総務課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

市民ならびに民間事業所に対し、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨である仕事と生活の調和の必要性、健康で豊かな生活のための時間の確保等について周知・徹底するとともに施策の充実を図ってまいります。

(市民生活部地域活性課)

男女が共に仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和憲章(ワーク・ライフ・バランス憲章)」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」などについて、市民ならびに企業に対し意識啓発や情報提供に努めます。また、男女が共に子育てなどの家庭責任を担うことの重要性について理解を深める教育・啓発を推進します。

(子育て・保険部子育て支援課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。ま

た、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

公共工事や委託等の発注・契約にあたりましては、市内業者育成の観点より従来から地元業者への優先発注を行ってきたところです。今後も、市内中小・地場産業を育成するため、可能な限り分離・分割発注に努め、受注機会の拡大を図ってまいります。(総務部総務課)

(2) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請業者の利益を守り公正な取引を確保するため、なお一層法令の周知徹底をし、遵守するよう指導してまいります。(総務部総務課)

(3) (大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は、北摂地域における利用者にとって極めて利便性の高い空港であり、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要な施設であることから、空港周辺や北摂地域、広く関西圏の経済活性化につながるよう、大阪国際空港の活性化を柱とした諸施策の展開を国や関係機関に働きかけること。

(回答)

本市は、航空の安全・安心の確保や環境との調和を前提に、長距離便の復便・近距離国際線の就航等、大阪国際空港を最大限活用することにより、利用者利便の向上や空港周辺地域・関西圏全体の経済活性化及び雇用の確保・拡大を図るよう、今後も国や関係機関に要望してまいります。(都市建設部空港総務課)

### 3. 行財政改革施策

(1) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行財政運営にあたっては、住民サービスをより合理的かつ効果的に提供するため、民間活力の活用や府民との協働の推進により、サービスの向上を図ります。(総合政策部政策推進課)

(2) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、権限移譲については、住民に最も近い自治体として利便性や効率性を重視しながら事務事業の見直しを実施するとともに、住民サービスの向上に向けて積極的に取り組んでまいります。  
(総合政策部政策推進課)

(3) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保については、財源移譲も含め、国に対してばかりではなく、必要に応じて府に対しても積極的に働きかけてまいります。  
(総合政策部政策推進課)

(4) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

住民に対する行政の説明責任は必須のものであることから、住民にとって分かりやすいものにしてまいります。  
(総合政策部行政経営課)

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすと同時に、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実

を進めている。地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

地域医療体制の充実につきまして、今般指定を受けた「地域医療支援病院」としての役割を果たすべく、地域住民や地域医療機関との連帯の強化に努めてまいります。

医療従事者の離職防止施策については、診療報酬による評価についてあらゆる場面を通じて訴えてまいるとともに、これまでに実施してきた給与等の見直し、7対1看護の実施、2交替制の試行導入等の施策を引き続き実施してまいります。（池田病院総務課）

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

介護従事者処遇改善特例交付金や介護職員処遇改善交付金を通じて、介護労働者の質の向上が図られることを期待している。

また、人材育成の研修については、緊急雇用創出事業で事業者が介護職員資質向上のため研修に参加させる場合などは必要な代替職員を雇用できる雇用創出事業もあり、今まで施設運営だけで財政的に逼迫していた事業者もこの交付金を活用することで、介護職員のスキルアップを支援する仕組みができあがった。

本市としては、今後これらの制度の活用を事業者指導などを通じて啓発していく予定。

（保健福祉部高齢介護課）

(3)（利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充）

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

今般、国（障害者自立支援法）の改正が来年度より始められるにあたって、地域生活支援事業を含めたサービスの利用者負担について、障害者の実情に合った障がい者福祉サービスの拡充を順次図ってまいります。（保健福祉部障害福祉課）

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

中小企業へのメンタルヘルスに関する支援は、大阪府池田保健所が実施しているところです。本市は今後、市民に対して、健康づくり施策の一環としてメンタルヘルスについての健康教育・相談等の事業の検討を行ってまいります。(保健福祉部健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が安心して出産・子育てできる環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

子育てを楽しんでいる保護者は多いものの、一方で辛さや大変さを感じながら子育てをしている保護者も少なくありません。このような子育てに対する意識が児童虐待に至る可能性を高めるものと考えられます。このため、家族だけでなく近隣の人々や地域など様々な支援のつながりのなかで子育てを行うことを通じて、子どもを生き育てることの楽しさや喜びを感じることができると子育て環境づくりに努めます。(子育て・保険部子育て支援課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

平成21年度の1学期末をもって警備員の廃止を行い、市の「市民安全守る隊」構想のなかで小学校を中心に校区内の子どもの安全見守りを実施するスクールガードリーダーを配置しました。(教育部青少年センター)

## (3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

## (回答)

現在、小学校1・2年生での35人学級は大阪府の施策として実施されているが、本市では、府の取り組みに先駆け平成16年から市費独自で小学1・2年生の35人学級を実施し、18年からは3年生にまで拡大しているところである。今後も、府の動向を見据え取り組んでまいりたい。

また、本市の小・中学校では、仕事に関する聞き取りや福祉・販売・職場体験、進路指導を実施。今後とも教科学習や総合的な学習の時間等を通して、系統的・継続的に職業・勤労観や自尊感情・人権意識、基本的学力を養い、将来の自立した社会人・職業人としての基礎を育成してまいりたい。

(教育部教職員課・指導課)

## (4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

## (回答)

厳しい財政状況のなか、少なくとも現在の支給費目や支給金額について引き続き支給できるように予算要求を行っているところであり、拡充は難しい状況である。

国や府においては奨学金制度の拡充や高校の実質無償化に向けて大きく動き出していることから、今後の動向に注視しているところである。

(管理部学務課)

## (5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

## (回答)

本市においては、平成17年4月に児童家庭相談及び児童虐待の通告窓口として児童家庭相談員が配置された。関係機関ネットワークの機能強化に取り組むために、平成18年4月に池田市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待が心配される児童及び障がい児を要保護児童と位置付け、協議会の会議(守秘義務が課せられている)で情報交換及び対応検討をしている。

児童家庭相談員は協議会における会議において関係機関が協力・連携し対応協議ができるように、関係機関への連絡調整及び事務局機能をもっている。

(子育て・保険部子育て支援課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市では平成21年3月に、「池田市男女共同参画推進計画」に盛り込む形で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策についてその基本方針を明らかにし、もって配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と定めたとところです。本計画では、「ドメスティック・バイオレンス(DV)防止及び被害者保護のための体制整備」を基本課題とし、被害者の安全確保・支援及び教育・啓発などの施策の推進を図っています。

今年度には広報誌に特集記事を掲載し、DVをテーマにした市民フォーラムを民間企業と連携し開催する等、配偶者暴力防止法の内容及び相談窓口等の周知を図るとともに、DVが人権を侵害する重大な社会問題であることを啓発しています。

なお、相談窓口につきましては、従前より名刺大のカードを病院や施設等で市民向けに配布しておりますが、今後とも啓発冊子への掲載等を通じ幅広く周知に努めてまいります。

(総務部人権推進課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画行動計画の積極的な推進を図ること。

(回答)

本市においては、男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画として、平成12年度から23年度を計画年次として「池田市男女共同参画推進計画」を策定し、施策の推進に努めているところです。

また、中間年の見直し(平成17年度)、ドメスティック・バイオレンス(DV)対応版への改訂(平成20年度)等、社会情勢に応じた計画の見直しを行うとともに、進捗状況を調査し進捗管理を行っているところです。

目標年次を前にして、残されている課題や新たに惹起した問題等を踏まえつつ、次期計画の策定をも見据えながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいります。

(総務部人権推進課)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン

など)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、住民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温室効果ガス削減に向けては、「池田市環境基本計画」においてエネルギーの削減10%を目標に掲げ、その実効性を確保するため、平成20年2月には「池田市地域新エネルギービジョン」を、平成21年2月には同ビジョンの「重点テーマに係る詳細ビジョン」を策定した。現在は計画の推進に取り組んでいるところであり、計画目標達成については、「かんきょうレポート」で進捗状況を管理している。

今後も、新・省エネルギーの普及啓発や環境学習の推進に取り組むほか、3R推進センター(エコミュージアム)を中心とした住民・事業者・行政が一体となった施策に取り組んでいく。

(市民生活部環境にやさしい課)

(2)(3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進し、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物削減の徹底などの施策を一層強化・充実させること。

(回答)

循環型社会の形成に向けて、平成18年度に家庭ごみの20%削減をめざし家庭ごみの「指定袋制」を導入するとともに、トレイの新規分別収集に取り組んできた。

今後も、ごみの減量・分別収集の推進と拡充を強化していく。また、食料廃棄物の削減については、ごみ処理機の購入世帯に対して補助金を支出している。(市民生活部環境にやさしい課)

(3)(災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修を推進すること。

(回答)

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備については、大阪府の「備蓄計画」及び平成19年3月「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」の被害想定に基づき、地震の発生により本市域において起こり得る被害を想定した計画に基づき整備しているところである。

防災は、市民と行政が一体となって成し得るものと認識している。本市では、自主防災組織と協働し、地域住民も参加した防災訓練等を各地域で実施しているところ。平成21年1月14日に実施した平成20年度池田市防災図上訓練では、自主防災組織代表者も参加し市民・行政協働の訓練を行った。

また、避難場所への誘導標識については、現在の検討課題としているが、洪水ハザードマップ・防災マップに避難場所を記載するとともにホームページ上に掲載している。

避難場所の確保については、学校施設・共同利用施設等、市内で避難できる施設はすべて避難場所に指定している。

緊急医療体制の整備については、「地域防災計画」に基づき医師会をはじめ関係医療機関との連携体制を整備していく。  
(市長公室危機管理課)

(3) - 災害時に一時避難場所となる公立学校の耐震化施策を優先的に取り組むこと。また、住民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

学校施設は、地域の防災拠点として重要な役割を担っており、その耐震性の確保は極めて重要であると考えている。施設の管理者と要望・協議を重ねながら設備の優先度を勘案し、校舎・体育館の耐震化・更新を進めているところ。  
(市長公室危機管理課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。住民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を住民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

現在本市で進めているシティー・ガード方式は、市職員をはじめ学校・警察等の関係機関や市民が一体となり安全・安心に取り組む方式である。本年8月25日にはシティー・ガード構想に基づいて「池田市民安全守る隊」を発隊し、安全・安心の街づくりをめざしているところ。

行政として市民の安全を守るために果たす役割は重要であり、各種施策を推進しているところ。しかし、防犯対策上「自分たちのまちは自分たちで守る」市民意識の向上が必要であり、市民安全実行委員会の各安全大会を通して周知していきたい。

今後、防犯に対する意識の向上と各種対策の実施に向け、市民と行政が一体となり、本市防犯対策に取り組んでいく所存。  
(市長公室危機管理課)

市の「市民安全守る隊」構想によるスクールガードリーダーを核に、「地域の安全は地域で守る」を合言葉に、子どもから高齢者まで見守る体制を強化していく。(教育部青少年センター)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れるとともに、整備率の改善を行うこと。また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、住民に

対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市では、平成18年3月に策定した「交通バリアフリー基本構想」に基づき、池田駅・石橋駅周辺の整備事業を行っております。駅構内については、平成22年3月を目途に、池田駅では多目的トイレの整備、石橋駅では構内移動のためのエレベーター設置と連絡のための地下通路の新設等が行われます。

駅周辺の道路については、各道路管理者がバリアフリー化を進めています。今後とも、各施設管理者と連携をとり、重点整備地区のバリアフリー化に努めてまいります。

公共交通の利用促進については、現在、ノーマイカーデーの呼びかけや、府と連携したキャンペーン等の取り組みを行っております。今後も機会あるごとに積極的なPR活動に努めてまいります。  
(都市建設部交通課)

バリアフリー化の街づくりについては、市内の2駅(池田駅・石橋駅)を中心とした地区で、駅とまちのバリアフリー化を進めています。今後も、バリアフリーの街づくり地域の拡大を視野に入れて整備率の改善へさらなる取り組みを推進していきます。  
(都市建設部まちづくり課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権救済のための法整備は、人権尊重の社会を実現するうえで重要かつ必要なことです。人権擁護を的確に総合的に推進するため、大阪府ならびに大阪府市長会と連携して、実効性のある法の早期制定に向けて国に対して要望しているところです。

時代の変遷とともに、インターネットによる人権侵害の発生など、新たな人権問題への対応が求められています。今後も人権啓発団体と連携し、人権問題が決して「ひとごと」「他人ごと」ではなく、市民一人ひとりに関わる問題であるとの認識のもとに、人権啓発の推進を図っていきます。  
(総務部人権推進課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平和施策の発信については、池田駅前公園南東角に平和モニュメントを設置し、平成20年度に塗装リニューアルを行ったところである。

また、毎年各種団体で実施されている原水爆禁止平和行進へもメッセージを送っている。

(市長公室危機管理課)